

障害福祉計画の成果目標について

1. 障害者

入所施設に入所する障害者の地域生活への移行及び定着や福祉施設利用者の一般就労及び就労定着に向けた取組を進めるため、本市の実情を勘案し、平成 32 年度(2020 年度)末を目標年度とする数値目標を新たに設定しました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

①施設入所者の地域移行

本市においては、国・県の基準に沿った目標設定とし、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%が平成 32 年度末までに地域生活へ移行することを目標として設定します。

■施設入所者数の地域移行者数に関する目標

平成 28(2016)年度末までの 地域移行者数	平成 28 年度(2016 年度) 末の施設入所者数
6 人	118 人

第 5 期計画(平成 32 年度末) の地域移行者数の目標値
11 人

②施設入所者の削減

本市においては、国・県基準に沿った目標設定とし、平成 28 年度末時点の施設入所者から 4%削減することを目標として設定します。

■施設入所者数の削減に関する目標

平成 28 年度(2016 年度)末の 施設入所者数	平成 28 年度(2016 年度) 末までの削減数
118 人	8 人

第 5 期計画(平成 32 年度末) の施設入所者数の削減数目標値
5 人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市においても、国の基本指針の「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」を踏まえ、平成 32 年度末までに、協議の場を設けることを目標として設定します。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市においても、国の基本指針の「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」を踏まえ、平成 32 年度末までに、協議の場を設けることを目標として設定します。

(4) 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組み

本市においては、「常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に対応する相談体制」や「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」、「短期入所を活用した緊急時の受入対応体制の確保」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築」の5つの機能が求められる地域生活支援拠点を平成32年度末までに整備することを目標とします。

(5) 福祉施設から一般就労への移行者数

①福祉施設から一般就労への移行

本市では、国の基本指針を踏まえ、平成32年度(2020年度)末までに就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍とすることを目標として設定します。

■福祉施設から一般就労への移行実績と目標値

平成28年度(2016年度)末の移行者数	第5期計画(平成32年度(2020年度)末)の一般就労への移行者数目標値
16人	24人

②就労移行支援事業の利用者

本市では、国の基本指針を踏まえ、平成32年度(2020年度)末における就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末における利用者数の2割とすることを目標として設定します。

■就労移行支援事業の利用者目標値

平成28年度(2016年度)末就労移行支援事業利用者数	第5期計画(平成32年度末(2020年度))の就労移行支援事業の利用者数の目標値
9人	11人

③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

国の基本指針を踏まえ、平成32年度(2020年度)末までに、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割とすることを目標として設定します。

④就労定着支援による職場定着率

国の基本指針を踏まえ、各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%とすることを目標として設定します。

2. 障害児

障害児においては、個々の状態やライフステージに応じたニーズにきめ細かく対応するため、また、医療的ケア児支援のための保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要であるため、子ども・子育て支援事業計画との整合を図りながら、地域における支援体制の構築等について目標を定めます。

(1) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 30 年度末までに、児童発達支援センターを設置します。

(2) 保育所等訪問支援の充実

地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進するため、市で設置した児童発達支援センターで実施される保育所等訪問支援について、ニーズに応じたサービス提供ができるよう体制を構築することとします。

(3) 医療的ニーズへの対応

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保維持を行います。

(4) 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることとします。

(5) 医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーター配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、平成 32 年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。